

個人情報管理規程

呉市立三津口小学校

1 目的

この規程は、呉市立三津口小学校（以下「本校」とする）の教育にかかわる児童・保護者・地域住民及び職員等（以下「児童等」とする）の人権を尊重し、安全かつ有効な情報の活用を行うため、学校運営上取り扱う個人情報の管理のあり方を示すものである。

2 個人情報の定義等

個人情報とは、児童等の個人が特定できる情報（氏名、性別、生年月日、出席番号、身体的特徴、健康状態、写真等の映像、住所・電話番号、保護者の勤務先・電話番号、家庭環境、学習成績等）を指す。

学校は、児童等の個人情報を取り扱うに当たって、これらの紛失、漏洩等の防止に努めるものとする。

3 情報セキュリティ対策

- (1) 個人情報に関する文書データは、耐火・機密性のある所定の場所に保管する。
- (2) 個人データに関する文書データのコピー及び校外への持ち出しは原則として行わない。ただし、法令等に基づいてこれらを行う必要が生じた場合、及び緊急連絡簿や学習資料等について校務運営上特に必要と認める場合については、校長の許可を得て持ち出し簿に記載し、行うことができる。

4 インターネットの基本事項

校長は、インターネットの運用適正化と活用推進を図るため、校務組織における教務部に情報活用に関する担当係を置き、次の自校の運用に関する決裁を行う。

- (1) インターネットの運用に関する事項
- (2) 情報の登録・更新・抹消に関する事項
- (3) その他、インターネットの活用等取扱に関する諸事項

5 ホームページ

- (1) ホームページの目的
 - ア 教育活動を保護者や地域に紹介することを通して、学校への理解や協力を得るとともに、大人が子どもを守り育てる「教育ネットワーク」の構築の一助とする。
 - イ 児童の学習活動を蓄積・紹介し、時間や場所を超えた共同の学びづくりに資する。
- (2) ホームページの管理・運営

管理責任者は校長とし、その運用について教職員に対する指導や監督を行うとともに、ホームページ担当者を指名して、作成・更新・保守等管理に運営に関する事務に当たらせる。
- (3) ホームページ作成上の留意事項
 - ア 児童の個人情報については、氏名や写真等プライバシーにふれない程度の自己紹介、絵や作文等の学習効果などに限り公開することを、保護者の許諾を前提に行うことができる。
 - イ 誹謗・中傷・脅迫的な内容や悪用される恐れのある内容は掲載しない。
- (4) ホームページ情報の提供

インターネット接続環境にない児童，保護者等に対しても，ホームページの情報を提供するように努める。

(5) ホームページの著作権

ホームページ内情報の著作権は本校にあることをホームページ内に明記する。

6 Eメール

(1) Eメールの目的

文書等情報の電子データを送受信することにより，学校運営に関する事務を迅速かつ正確に行う。

(2) Eメールの管理運営

管理責任者は校長とし，その運用について教職員に対する指導・監督を行うとともに，Eメール担当者を指名して，処理・保守等管理運営に関する事務に当たらせる。尚，当分の間，校長用ホットメールと学校代表Eメールについては校長と教頭を，事務用Eメールについては事務職員を担当者とする。

(3) データ処理上の留意事項

Eメール担当者は，始業後と受信状況を点検するとともに，受信メールを印刷して文書とし，必要に応じて電子データで該当校務担当者に伝達する。その際，個人情報を含むデータについては，3の(1)に基づいて適切に行うよう十分配慮する。

7 情報モラルの指導

学校は，著作権・知的所有権・個人情報保護・他者への配慮等情報モラルについて児童に認識させるための指導を行うものとする。

8 その他

(1) 免責事項

この規程に反する形で児童等の個人情報に関するデータが使用されたことによるトラブル及びインターネット利用者のハードウェアもしくはソフトウェア環境の問題に起因したトラブルについては責任を負わない。

(2) この規程に定めるものの他，情報管理上必要な事項は，校長が別に定める。